

第3回景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会

議事要旨

日時：令和8年2月3日（火）14:00～15:00

場所：兵庫県中央労働センター 2階 視聴覚室

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 議 事
景観行政の今後の方向性に関する提言（案）について
- 3 連絡事項等
- 4 閉会

－議事について－

【事務局】 （資料により説明）

【委員】

資料1の1ページ12行目の景観遺産の説明において、「地域特有の景観や日常に隠れた何げない景観」と記載されているが、「何げない」という言葉がプラスの評価となり、適切な表現であるのか。条例上にこの表現はなされていないのではないかと。

【事務局】

条例上には示していないが、基本方針やホームページ等でこれまで使用している表現となっている。

【委員】

委員の皆様におかれては、これまで発言した内容や提言（案）全体として補足した方が良いと思う部分はないか。質問も含めてだが、意見交換を進めていきたいと思う。

事務局から説明された内容について、本日の資料やこれまで2回開催した内容についても含めてご意見があればお願いします。

【委員】

気になった点について、この提言（案）が県の施策の柱となって予算立てができるように年度毎の予算や5ヵ年計画といった文言を記載いただいた方が良いと考える。より具体的に施策を実施していくために、どの施策を5ヵ年で実施するのか、社会情勢の変化も激しいため長い年度で実施するのではなく、場合によっては1年で実施するという事も考えられるが、予算と時間軸を強調したものを1つ記載していただくことを考えていただければと思う。提言に記載するものではないのかも分からないが、可能であれば追記することを検討いただければと思う。

【事務局】

提言（案）について、これまで県として取り組めていない部分を来年度の施策として提案することを考えているが、様々な実行プランをどういった形で提案するかまでは検討できていない。

ただ、何ヵ年で取り組んでいきたいという目標は、記載した方が良い印象を受けたので、どの部分をどこまで表現するかは判断が難しいが、目標年次は記載させていただくことで検討したいと考える。

【委員】

景観形成重点区域の中で景観展望地点を指定している取組が景観行政を見ている中で良いと感じた。資料1の4ページ3行目に記載されているが、この景観展望地点は宍粟市山崎町山崎地区の景観形成重点区域の指定時に拝見した。その時はまち並みが連続的につながるビスタのような視点場であり、視点場の奥に山並みがあった景観だったと思うが、展望地点を複数考慮し、吟味するプロセスが重要だと考え、そのようなニュアンスを提言（案）に盛り込むと今後の景観を保全するにあたって考え方が広がるのではないかと思った。

周辺的环境としてはまち並みの連続性のみならず、背後の山並みや里山、棚田等があると思うが、広がりを持った景観資源を把握し、複数の展望地点を検討した上で、景観形成重点区域を指定すると様々な主体が関わる中で一定程度の広がりをもたらしながら、良い景観につながると思ったので、もし可能であれば、追記しても良いのではないかと感じた。

【委員】

追記する内容は「周辺の景観資源を把握して、景観展望地点を複数検討する。」という程度で良いと考えるが、いかがか。

【委員】

景観展望地点を決めて景観形成重点区域を指定しているということで良いか。

【事務局】

そのとおりである。指定プロセスも含めた内容を追記することを検討する。

【委員】

承知した。

【委員】

宍粟市山崎町山崎地区の景観形成重点区域の景観展望地点は、1地点だったか。

【事務局】

景観形成重点区域の景観展望地点は1地点である。

【委員】

地区によっては、1地点は限られたケースなのかもしれないが、場所によっては複数視点場が存在する可能性もあると思う。

【事務局】

景観形成重点区域についても複数の指定を考慮していくということか。

【委員】

区域ではなく景観展望地点、視点場の設定の話である。

【事務局】

視点場の設定をもっと増やしても良いのではないかということか。

【委員】

そのとおりである。

【委員】

オブザーバーとして兵庫県まちづくり技術センターの方にお越しいただいているが、修景支援事業等をはじめ景観関係の事業で何か意見として盛り込みたい方向性などはあるか。

【兵庫県まちづくり技術センター（以下「オブザーバー」）】

地区の外からの見え方や外部からの認知は大切だと思うが、それも含めて地区内の住民の方や事業所の方たちがその地区に対してどういう思いを持つかが重要だと思う。地区の外の人にもこの地区は良いところだと思ってもらうのは大切だと思うが、まず地区内の自分たちがより良いところだと思える仕掛けやスキームがあれば良いと思う。単に行政がルールを設けるだけではインセンティブにつながらず、限界があるのではないかと思っている。住民の方が参加できるような機会があれば良いと思った。

【委員】

提言（案）としては資料1の9ページに記載された①の部分ということか。

【オブザーバー】

提言（案）①に含まれると考える。

【委員】

景観形成支援事業をされた後のアフターケアにおいて、関係した所有者や工事された方へのアンケート等で把握されたことはあるか。

【オブザーバー】

1回か2回検証で行ったことはあるが、継続的にはしていない。

【事務局】

地区の説明会で補助制度があったとしても、やる気がなかったら景観形成の取組が進まない。住民の方の意見を汲み取り、使っていただける補助メニューを今後考えていかなければならないと考える。

【オブザーバー】

景観保全と地域振興の両立を目指すと打ち出されているが、例えば「地域住民の暮らしの向上を前提としつつ」という文言があれば地域住民の方の思いをカバーできると考える。オーバーツーリズムで地域が疲弊することも懸念されるため、地域住民の啓発や住民の思いを大事にすることは思いとしてある。

【事務局】

検討当初は、地域振興・観光振興を中心に進めており、地域の思いは重要だということは委員からもご意見いただき、地域主体を中心とした検討を進めてきたが、「地域の暮らしの向上」という言葉が抜けていると感じたので、追記したいと考える。

【委員】

資料1の10ページに記載されている新たな景観資源の発掘という部分で「魅力的な景観資源を掘り起こす。」と表現していただいているが、誰が景観資源を掘り起こしているのかについて言及すれば良いかと考える。現在は行政が掘り起こし、それを発信して地域住民に伝える一方向だと思うので、掘り起こしは地域に暮らす方々が担い手になっていると思い、そういった表現がなされると良いのではないかと思う。

例えば、地域の方に掘り起こしてもらってそれを届けるといった地域側から発信を促すような仕組みを、それが景観コンペ等なのかもしれないが、そうすることで双方向でより景観の掘り起こしが進むと考える。

【事務局】

県の掘り起こしが前提となった記載内容となっているので、広がりを持たせる記載になるよう検討したいと考える。

【委員】

資料1の10ページ(2)と12ページ以降の実現プランの具体例に記載された「ツアー」という文言だが、引っかけを感じるようになってきている。ツアーには巡るという意味があるが、商業的な印象が強いように思う。ツアーに変わる適当な言葉は見つからないが、ツアーという言葉ではなく、資料の括弧内にある「現地体験」という言葉の方が良いと考える。バスツアーやパッケージツアー等の文言も商業的に感じると思う。ツアー参加者と記載されている部分も参加者で良いと考える。

また、番組やイベント等で何かと注目されるグルメや食文化といった文言が記載されているが、提言(案)は計画的なものであろうし、また地域には様々な体験ができると思うので、食という文言から離れても良いのではないかと考える。

【事務局】

表現は考えさせていただきたいと思う。

【委員】

地域の魅力としては食以外にも様々なものがあると思う。そういったものをうまく取り込めるような表現に変えることによって、1つの行動に限定されないよう広がりを持たせておく方が良いと考える。

【事務局】

景観施策の提言であるので、商業ベースや観光施策と違うことが伝わるような表現を検討したいと考える。ツアーという表現は場合によっては観光施策を思い浮かべてしまう。そういうつもりで記載していないが、趣旨が伝わるよう表現を考える。

【委員】

この提言（案）は誰に対するものであるのか。

【事務局】

提言書については、今後の県の景観政策に向けて審議会から県に対する提言という位置付けになっており、委員の皆様から県に対して「こういった考え方で施策を進めていってはどうか。」という文章になっている。事務局が整理している部分はあるが、委員の皆様のご意見をまとめて県に提言いただいた内容を元に施策を進めていくイメージであるため、県民向けなると県としての施策の概略版を公表することになると考える。

【委員】

県のビジョンとはまた違うということか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

ビジョンに昇華するイメージであるのか。

【事務局】

そのように考える。

【委員】

どのような主体に対するビジョンであるかを明記する必要があると思ったが、切り離して考えて良いということか。

【事務局】

今回の提言（案）は、県の景観行政に対するものなので、県の施策について例えば参考で記載しているプランは今後具体化して予算を付けて行っていく考えである。

【委員】

資料1の17ページに記載されている広域景観形成地域について、機能しているのか。市区町村を跨ぐ国道沿線や海岸線等があると思うが、取組を聞いたことがないような気がしているが、どのような取組をしているのか。地元からニーズがあるものなのか。

【事務局】

広域景観形成地域として指定している部分については、地域のニーズよりつながりのある国道や大きな河川、海岸線で市町を跨いでいるが一体的に考えなければならぬ景観をコントロールするために指定させていただいている。

【委員】

県から働きかけているということか。

【事務局】

そのように記憶しているが、関係市町の意向も踏まえて議論した上で、区域を指定して他の区域より規制を設けている。

【委員】

学会等でも広域景観の議論になっているが、担い手が少ないという中で双方向にどのように支え合っていくかという課題がある。県から働きかけるパターンや地元の自治体のニーズを汲み取って連携する等の様々な可能性があるような気がしている。

【事務局】

協議会を設けているので、議論をして区域等を作って何かあればまた議論をして県と市で連携する形になると考える。ただ、懇話会の議論で出ている住民の地区の意向を汲み取る形になっていないので、今後の課題であると考えている。

【委員】

その課題が「どのような主体に対するメッセージであるのか。」という質問とリンクするのだが、ビジョンとして打ち出す時にはバックアップをしっかりとするというメッセージを込めていく方が良いと感じたので、今後の課題にしていただければ良いと考える。

【委員】

当局として、来年度に取りかかろうとしていることが、まだ明確ではないかもしれないが、方向性の内容が少しでも盛り込まれていれば良いのか。提言と施策がつながる方が良いと思うが、十分に実現の可能性はあるのか。

【事務局】

予算化を検討する必要があるが、今回懇話会を設置するにあたり、これまで景観の制度が中心になっていたので、1回目の懇話会でご紹介した景観に関する情報発信を集中的にしていきたい部分ではある。それは情報発信だけではなく、そこにつながる施策提案を今回の提言を踏まえて検討していきたいと考える。

また、提言3「建造物等の持続する保全の在り方」についても景観基金の補填を課題認識しているので、どのように増やしていくか情報発信を含めて考えていきたい。

【委員】

他の市町や都道府県の景観施策と兵庫県を比較した視点での考えをお持ちだと思うが、特徴的なことがあれば、ご発言いただきたい。

【委員】

兵庫県独自の条例が40年を迎えたということで経験が違う印象がある。基本的には景観計画を定めることが定番になると思うが、景観形成地区や景観形成重点区域を定めても解像度が低い地域はある。もちろん解像度が高い自治体であれば、屋根の勾配やその材料を検討している地域もあるが、定性的な基準に留まっており、一般的な景観計画に感じる。それに対して兵庫県は、オリジナルの制度がたくさん設けられており、こういった取組を横展開する方が豊かな景観ができていくような印象を持っている。先ほどの景観展望地点や景観遺産、その担い手の関わり方も他の自治体にはない景観行政だと思う。

【委員】

今回、知事から諮問がなされているが、知事に答申するのではなく、景観部局へ答申する形でよろしいか。

【事務局】

次の本審議会に報告していただき、答申は景観審議会からいただく予定である。

【委員】

本日のご意見も含めて資料1に記載いただいている提言を懇話会として景観審議会に提出するということがよろしいか。また、内容の詳細については、不備等があればその取扱いは、座長に一任していただくことがよろしいか。

－異議なし－

【委員】

それでは懇話会としての議事はこれで終了する。

以上